

尾山謙二郎委員の質疑及び答弁

永森委員長 尾山委員。あなたの持ち時間は60分であります。

尾山委員 皆さん、こんにちは。私は自民党新令和会の尾山謙二郎です。

まず私からも冒頭に、元日に発災いたしました能登半島地震で多くの方々がお亡くなりになりましたことに、心から御冥福をお祈りするとともに、まだ復興道半ばの方がたくさんいらっしゃいます。その方々にも心からお見舞い申し上げる次第であります。

私の知人も何人か、この能登半島地震でお亡くなりになりました。御家族を失われたわけであります。お悔やみに行ってまいりまして、ある方がこんなことをおっしゃっておられました。息子が死んだんだけど、病気とか事故ではないんだと。病気なら病気だということ納得もできるし、事故なら事故で死んだ原因があるんだろうと。この地震で家屋の倒壊で亡くなるというのは、何で自分の息子が死ななければならないのか、亡くならないといけないのか、やはり理解ができないと。気持ちの出口がないと。非常に苦しいということをおっしゃっておられました。かける言葉がない中で、私も政治という、トップに立たせていただいて政治家という使命を与えていただき、その中で何ができるかということを実際に真剣に考えなければならない。恐らく今回この議会に臨まれている先生方、皆さん、二度とこんなことが起きないように対応するためにはどうしたらいいのかということを実際に考えなきゃならない、そんな思いで恐らく皆さん立っていらっしゃるんだと思います。

そんなことから、最初は能登半島地震の被災者の公的補助の在り

方について2点お尋ねをさせていただきます。

まず1点目なのですが、なりわい再建支援補助金——なりわい補助金と言われるものについて少しお尋ねいたします。

このなりわい補助金について、今回の議会でも何名かの先生がお尋ねをされておりました。石川県では15億円、富山県では3億円の上限額があって、行政区によって上限が変わるのはおかしいんじゃないかという、そんな質問もあったかと思えます。国税が入っているものでありますので、まさしく私も同感でありまして、そのような観点があるんですが、一方で、ちょっと今日は少し角度を変えてこのなりわい補助金についてお尋ねします。

まず、このなりわい補助金の事業の目的なのですが、「地域経済を支える中小・小規模事業者、農林水産業、伝統産業、観光業における、雇用の維持や事業継続の支援を手厚く講じ、持続可能な地域経済の再生を図る」とされています。

概要であります、「被災地である石川県、富山県、福井県、新潟県の被災事業者が行う施設・設備等の復旧費用を補助し、事業再開、継続に向けた十分な支援を行う。」とあります。

「なりわい」という言葉について調べてまいりました。なりわいとは、暮らしを立てるための仕事、職業であります。言い換えるならば、なりわいとは生活を営むための仕事全般を意味するということでもあります。物を作る人がいれば、それを運ぶ人もいる。それを保管してそれを店頭に並べて売る人もいる。これは全てなりわいでもあります。

そのような中で、本補助金は、概要にあるように、施設・設備等の復旧にしか適用できないものとなっています。

そこで資料の掲示をしてよろしいでしょうか。

永森委員長 許可します。

尾山委員 ちょっとこれを御覧ください。これは某家具店ですが、2階建ての大型店舗であります。発災のとき2階のスプリンクラーが故障いたしまして、2階にあった商品がほぼ水没をいたしました。当初の被害ですが、約1万5,000点近く、在庫金額にすると原価で1億3,000万円ほどの水没被害があったということであります。そして、その中でもきれいに化粧をし直して、ある意味原価に近いものでお客様に買っていただけるものということで販売をされたということなんですが、そのうち、どうにもならんものが約1万2,000点余。そして、金額で言うと5,000万円ほどの在庫なんです。

1枚めくっていただいて、いろいろなものの被害があるんですが、また続きまして飲食店Aですが、当然ながら、地震でいろいろなお酒のボトルだとかお皿だとかが割れて、被害総額が81万5,000円あるということであります。

1枚おめくりいただくと、これもひどい状況ですが、7階にある飲食店Bですが、ボトルが全て落ちて、新品のボトル、手をつけてないボトルの被害ということで聞き取りしたものが約15万円近くであります。入っているボトルはごめんなさいということで済むんだと思うんですが、実被害がこれだけあったということであります。

そこで、利益を上げるプロセスにおいて、物を作る製造業には生産設備が必要であります。物を売る小売には商品在庫が必要であります。生産設備も在庫も、それぞれの業態において利益を生み出す上においては、その価値は等価であるはずですが、しかしながら、本補助金は在庫の損失補填には適用できないものとなっています。こ

れでは、なりわい補助金とは言えないのではないのでしょうか。

本事業の目的を鑑みると、補助金の対象を商品在庫にも拡充し、被害を受けている小売店舗の支援をすることができないのでしょうか。現行の建屋や生産設備などの復旧にしか適用できない限定的な要件では全てのなりわいの支援につながらず、公平感を欠きます。

本補助金の適用要件の緩和を国に強く求めていただきますように、知事にその御所見をお伺いいたします。

新田知事 今回の震災によって、民間の事業者にももちろん広範囲な被害が発生しておりまして、震災直後の商工団体への聞き取り調査では、委員の御指摘のように、商品や原材料などの在庫が破損し、大型の家具や工芸品など的高額なものも含まれているという事例も聞いております。

国のなりわい再建支援事業、これはいち早く予算措置をされ、もう1月2日から本県にも連絡があったところであります。それを受け止めて県としても専決処分をし、その後準備を進め、先月28日にこのなりわい再建支援補助金の募集受付を開始しました。

この補助金は、事業者の損失を補填する制度ではなく、事業者が保有、資産計上している施設、設備の原状回復を促進するものです。まずは、この支援を必要とする事業者に行き届かせることが大切だと考えております。

委員が御紹介されました、原材料や在庫に被害を受けた被災事業者の事業再建に向けてですが、おっしゃるように、今のままのなりわい再建支援制度では対象にはなりません。

じゃ、どうするかということで、こちらで準備しているメニューとしては、信用保証料を県が独自に負担する特別融資があります。

これではまず資金の手当てを行っていただくということ。それから、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合にも対象となります、これは国の制度、「小規模事業者持続化補助金」の災害支援枠、これを使っていただくということ。そして、県の「中小企業トランスフォーメーション補助金」、あるいは「とやま中小企業チャレンジファンド事業」などによって生産性を上げていただいたり、新商品あるいはサービスの再開発など後押しをして、再建に向けて立ち上がっていただくということ、このようなメニューを用意しています。

今後も商工団体やよろず支援拠点などの支援機関とも連携をしながら、各被災事業者の実情を踏まえて、災害による損害分を早く取り戻していただけるように支援をしていきたいと考えます。

なりわい再建支援事業の立てつけに関しても問題提起をされたことであります。これは受け止めさせていただきたいと思えます。

尾山委員 小売とものづくりというのは、構造上、どうしても財務体質が小売は弱くなる傾向にあります。そんなところにぜひ必要なものを届けるということ、またぜひ受け止めていただきたいと考えております。ありがとうございます。

続きまして、2点目ですが、液状化対策のことについてお尋ねいたします。

このたびの液状化対策の予算措置として120万円を計上いただいたということは、知事と部局の皆様、これが県民の皆様にとって液状化が深刻な問題であり、最優先に解決のめどをつけねばならない課題であるとの強い認識の表れであり、国ともかなりタフな交渉をしていただいたと承知をしております。皆様の御努力にまずは心から感謝と敬意をお伝えいたします。ありがとうございます。

それを踏まえ、私から少し角度を変えてこの液状化について話をさせていただきます。少々長くなりますが、お付き合いください。

国家の構成要件はいわゆる3つあると言われています。国土と国民と主権です。その3つどれを欠いても国家は成り立ちません。政府はこの3つを守るために、財源を国民に課税という形で求めています。そして、その安定した国家の上に、国民の財産と安全と生命を守り、社会福祉の向上に務める、それが政治の果たすべき責務と考えます。

その基礎となる国土の安全がこのたびの地震で毀損いたしました。国土の商業的な相対的価値ではなく、安全という絶対的価値の毀損であります。確かに我が国では私有財産として土地の所有を認めています。そして、その土地の上に様々な人の営みが行われています。それは最低限、国土の安全という絶対的な価値が担保され、初めて成り立つものであります。

もし国土の安全という絶対的な価値が担保されないとするならば、人は安心してこの国で生活を営めるでしょうか。このたびの地震は自然災害であり、国土の安全という価値の毀損は個人の責任にはないわけであります。その責を個人に求めるというのは、国家としての責任を果たしていると言えるのでしょうか。国土の崩壊、その復旧費用は土地の所有者である個人が負担すべきものなのでしょうか。

例えば、県議会でも深く関わってきたイタイイタイ病、この汚染土壌復元工事、いわゆる客土の工事、この費用負担は、最初は国が40.4%、県が18.19%、市が2.02%、原因企業の三井金属が39.39%でした。福島原発事故で汚染された汚染土の除染作業の費用負担は原則東京電力が担っています。そして民地内で発見された不発弾

の処理、これは自衛隊が行い、費用負担は国費で賄います。全て国土の安全という絶対的価値が所有者の責任でないところで毀損され、所有者の個人負担が発生していないという事案です。

そして何よりも、最も根本的な問題は、民間の保険商品で液状化被害などから土地の価値そのものを守る手段がないということです。すなわち、土地の所有者に土地の価値を守る自衛手段、いわゆる自助の仕組みがないということです。

今後人口減少が進む我が国において、新築住宅を求める需要は確実に減少するわけではありますが、そのような中、住宅の基礎である国土の安全が担保されないことになれば、果たしてリスクを取って住宅を所有しようとする人がどれだけ出てくるでしょうか。この処理の行く末は、内政においては不動産、建築需要と言われる国益を左右する極めて幅の広い問題だと私は感じております。

そこで提案ですが、国営の土地保険制度を設立することはできないでしょうか。例えば、我が国における固定資産税の土地分税収は年間3.6兆円だと言われております。仮にその3%に当たる金額を土地の所有者に拠出していただくと、約1,080億円になります。その拠出分を復興基金として積立運用し、今後発生する地震被害で被災した土地の復興資金に充当する。その上で足りない分は国費で補填する。そのような自助、共助、公助を織り交ぜた液状化対策に対する制度の法制化を国にお願いしていただくことはできないでしょうか。

能登半島地震における液状化被害の件数は、新潟県で9,500件、石川県で約3,500件、富山県で2,000件、3県合わせると約1万5,000件と推定されています。他方、液状化対策工事の費用という

のは、工法も様々あるわけでありますが、80万円ぐらいから上は800万円ぐらいと言われていています。仮に1万5,000件全て800万円かかったとしても1,200億円です。国営の保険制度ができれば拠出可能な金額と言えるでしょう。

今後、発災の可能性が予測される南海トラフや関東大震災の被害予測は、我々が経験したそれとは桁が違うと言われる中において、一日も早い何らかの液状化対策の制度設計が急務となります。そして、その上で、制度が整う前の能登半島地震の液状化対策は特例的に国費で全額補填していただき、個人の経済的な負担が発生することのないように国に働きかけていただくことはできないでしょうか。

国土の安全は国民生活の基礎であり、国民皆保険制度や年金制度のようなナショナルミニマムよりも、より根源的なものとして国家が保障すべきと考えます。能登半島地震が発災してから、はや2か月半がたつ中で、自宅の液状化被害の展望が持てず、住み慣れた地を離れる決断をされた方も多くとお聞きします。

地震大国の我が国において、将来的に国民が安心して土地を所有し生活を営める制度が必要と考えますが、知事の御所見を伺います。

新田知事 国土交通省の「市街地液状化対策推進ガイドンス」では、「宅地及び住宅は個人財産であり、その復旧などについての費用負担等は原則として所有者等の責任となる。ただし、被害の大きな災害発生時には適用される支援制度を活用することが望ましい」というガイドラインがあります。

そんな中で、液状化への支援として、国の被災者生活再建支援制度、また住宅金融支援機構による融資制度、そして地方公共団体による宅地液状化防止事業などが挙げられています。

今回の地震でも政府の支援パッケージにおいてこうした制度の活用が可能とされました。県ではさらに半壊世帯の被災者生活支援再建支援制度を創設しまして、国の支援制度では拾えない皆さんも支援しようということにしております。また、液状化被害の大きさに鑑みまして、地盤改良などの基礎補強工事などを支援するため、国や県内市町村と協議の上で、住宅耐震化等促進事業について、令和6年度補正予算案11億9,100万円を計上して追加提案も行わせていただいているところです。このあたりは御評価いただいたということで、大変にありがたく思っています。

現在、国の技術支援の下で、国、県、市町村による勉強会も開催しています。国の交付金事業の宅地液状化防止事業をはじめとする液状化対策について、8年前にやはり被災した熊本などの事例報告も受けたりしながら、情報共有、また知見を深めることを続けております。

ただ、この制度はあくまで公共施設と一緒に地盤を改良するということで、3,000平米以上かつ10戸以上という縛りもあり、いち早い支援にはなかなかつながりづらい。実際、熊本でも、当初8つの液状化の地域がある中で、住民のコンセンサスが得られたのが2つということであります。その2つも、今8年たちましたけども、まだ完了していないものもあると聞いております。なかなか息の長いことになるということであります。

そんな中で、私ども富山県としては、いち早く少しでもお役に立てるようにということで、独自の制度を国と市町村と調整しまして設けたということであります。

この液状化の被害は、建物に加えまして宅地の復旧も必要という

ことで、被災者にとってはより負担の大きいことになることは承知しております。国の支援がここにはやはり必要不可欠と考えています。

県としては引き続き国に対して、県内の被災支援はもとより、本県同様に液状化被害が発生している石川県あるいは新潟県とも密接に連携をして、さらなる財政的支援や技術的支援について県議会と共に働きかけていきたいと考えております。

今、尾山委員からは、税にも関わる大変に大きな提案を頂きました。国土、国民主権、これを守るのは国の仕事であるということで、液状化についてもそういうような視点で考えられないかということは全く私も同感であります。

ちょうど100年ちょっと前になりますが、関東大震災が起きました。そのときに帝都復興院、その復興の中心となったのが帝都復興院の総裁の後藤新平でありまして、後藤新平の下で帝都復興計画という、大変に大きな、まさにビルド・バック・ベター、よりよい復興をするという、そんな計画でありまして、そのときに被災地を全部国で買い上げようという大変にスケールの大きい話でありました。そういう構想は、残念ながら必ずしも後藤新平の思いどおりには行かなかったわけではありますが、今の委員の御提案を聞いて、そのスケールの大きさを感じ、我々政治家として常に大きな視点で物事を考えていく。特にこのような大きな災害の被災地となったからには、そのような視点をしっかりと持ち続けることが改めて大切だと感じたところでございます。

私としても、政治家としての宿題として受け止めさせていただきたいと思っております。

尾山委員 人はどんな状況でも、希望があれば生きていくことができます。政治の仕事は、私は、希望を配ることだと思います。今後、皆さんの希望をぜひしっかりと配っていくためにも、今この被災をされたところの県知事の方々とまたいろんな話をさせていただいて、ぜひこの能登半島を地震の復興モデルとして国に働きかけをしていただければと思っております。ありがとうございます。

続きまして、価格転嫁推進事業の実効性についてお尋ねを2点いたします。

1つは、この価格転嫁推進事業についてですが、本格化する人手不足の中で、商工労働部所管の新規事業で、労務費を含む価格転嫁の機運を醸成するために制度や取組事例の紹介を行うシンポジウムの開催や実態把握に向けた調査を実施するとありますが、この実態把握に向けた調査、これはどのような取組をされるのか、中谷商工労働部長にお尋ねいたします。

中谷商工労働部長 県では、適切な価格転嫁を促進するために、県内経済団体と連携して、パートナーシップ構築宣言の普及啓発に取り組んでまいりました。

この機運醸成は進んできたと考えておりますが、今お話がありましたように、国の調査では、特にやはり労務費を含めた価格転嫁について課題があるということ、また、今年度、県が支援をしました、各経済団体を実施されたセミナー、研修会、それから相談窓口では、中小・小規模事業者の、原価計算に関するノウハウなど価格交渉力の強化が課題となっていると伺っております。

このため、新年度予算案には、御紹介いただいたパートナーシップ構築宣言登録済みの県内企業を中心にアンケート調査を実施いた

しまして、価格転嫁の実態把握を行う費用を盛り込んでおります。パートナーシップ構築宣言の登録によって、下請取引の改善など、実効性を伴った取組につながったかも検証したいと考えております。

また、アンケート結果を踏まえまして、課題が見られる業種などを中心に、個別企業へのヒアリング調査も実施したいと考えています。これらによりまして、価格交渉や価格転嫁に関する県内下請企業の課題を把握しますとともに、中小企業診断士等の専門家の皆さんにも同行をお願いして、価格交渉の際の注意事項、それから原価計算による適正な価格転嫁での売上利益のシミュレーション、原材料の実勢価格のデータの活用など、賃上げに必要な付加価値の確保のための助言も併せて実施をしたいと考えております。

尾山委員 一步一步確実に進んでいると感じます。ありがとうございました。

続きまして、これは知事にお尋ねをさせていただきたいんですが、この価格調査の実態把握、これを行った上での話なんですが、一昨年、公正取引委員会——公取が行った独禁法の優越的地位の濫用に関する緊急調査の結果、独禁法第43条の規定に基づき、全国各地で多くの企業の実名が公表されました。その結果、実名公表された企業と下請業者の間において、時流を反映した適正な契約条件に向けた健全な話合いの場が持たれるようになったと聞いております。

他方で、大手国産自動車メーカーにおいては、下請業者への支払い代金を不当に減額したとして、公取から下請法違反で勧告を受けるなど、いまだ下請いじめの悪商習慣が横行しているのも実態です。

過去に経験したことのない人手不足で苦しむ中小・小規模事業所にとって、働き手確保のための賃金アップは必須であり、その原資

を取引価格に適正に反映させることができなければ事業所の存続すらかなわない、そんな事業所も多くある中で、発注者、受注者間における適正な取引慣行に向けた機運醸成に万難を排して取り組んでいかなければなりません。

そこで、県下の事業所における価格転嫁調査の結果、パートナーシップ構築宣言を履行していない、または優越的地位の濫用などの適切でない事例が判明した場合の取扱いについてどのように考えられるか、知事にお尋ねいたします。

新田知事 国では、公正取引委員会あるいは中小企業庁の取組で、書面調査や下請Gメンのヒアリングなどによりまして、実態把握の取組を強化されています。

委員御指摘のとおり、下請企業との取引で適切ではない行為が認められた企業名を公表したことによりまして、価格協議の実施状況や価格転嫁を推進する環境が改善されてきていると考えております。

ただ、この企業名の公表は、これをもって独禁法あるいは下請法の違反であると認定したものではないことは注意をしなければならぬと思います。あくまで価格転嫁の円滑化を進めるための措置ということであります。

県においても、新年度予算案にパートナーシップ構築宣言に登録済みの県内企業を中心にアンケート調査を実施し、登録による効果などと併せて、下請取引に関する価格転嫁の実態把握を行う費用を盛り込んでいます。もちろん、個別企業の情報は秘密厳守ではありますが、この調査で明らかになった各業種における下請取引に関する課題などについて、国や商工団体と共有し、対応を検討します。

仮に調査においてパートナーシップ構築宣言の内容が履行されておらず、独禁法や下請法にも抵触する可能性がある場合には、下請かけこみ寺の相談も通じて、国とも情報共有し、必要な対応がなされるように取り組んでまいります。

適切な価格転嫁を推進するには、受注側の企業の交渉力の強化も大切だと思います。零細の企業にあっては、原価の計算もなかなかうまくできていないというようなこともあり、受注元との価格転嫁の交渉においてもいま一つ理論武装できない、そんな例もあると聞いています。

県としても、専門家の助言など、あるいは専門家と一緒に伺うなども含めて、付加価値分をしっかりと確保できるように、そしてこれが賃上げにつながっていくように後押しをしてまいります。

尾山委員 ありがとうございます。

私も企業の経営者という顔も持ち合わせる中で、10年ぐらい前というのは価格交渉すらできる空気がなかった中で、ここ10年で随分その取引価格に様々なものが反映されてきたというのも事実であります。

ただ一方で、まだまだそういうテーブルに着かない、それから着いても十分な価格の支払いがない、もっと言うと、支払いサイトが6か月とか9か月という長いサイトもあります。御存じのとおり、貸借対照表の左側の資産の部分、ここが流動化しないとやはり利益が出ないわけなんです。そういったことを考えて、ぜひ中小・小規模事業者がしっかりと原資を確保できる取組を進めていただきますよう、心からお願いを申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、県立高校の再編に向けた私学の在り方について3点お尋ねをいたします。

まずは1点目なのですが、私学の学費助成制度の拡充についてということであります。

令和6年度の予算措置として、富山県私立高等学校生徒奨学補助金の拡充が行われ、年収590万円から910万円、多子・ひとり親世帯の入学金及び授業料が実質無料となりました。私学を目指す子供たちの選択を、経済的な事情、いわゆる大人の事情で断念させるわけにいかない、こどもまんなか社会の実現に向けた知事の強いリーダーシップと部局の皆様の熱量が感じられる予算措置だと評価をいたします。

一方で、近隣の福井県などで学費の無償化についての所得制限の撤廃が行われ、全ての家庭で無料になっています。地域間競争においてははまだ後れを取っているのも事実であります。

現在私学に通う、年収590万円から910万円の世帯に属するのは、1,873人という統計が出ています。その生徒のうち430人が今回の予算措置の対象となり、無償化の恩恵を受けることとなりますが、依然1,440人の子供たちのいる家庭では、授業料の負担が発生する中で、経済的な問題で私学希望の進路を県立に変更せざるを得ない子供たちが出てくる可能性が大いにあります。

教育は国家百年の大計であります。その目的は、国家の繁栄を支える人物の輩出だと考えます。そこで、改めて地域間格差がないように、国費で私学の奨学金補助を全国一律で取り組んでもらえるよう、国に強く働きかけていただきますように知事に求めますが、御所見を伺います。

新田知事 こどもまんなか、この視点に立って、子供たちが経済的な制約を気にせず自由に進学先を選択できる、そのような環境に少しでも近づけていきたいと考えております。

新年度予算案では、国において、令和7年度から高等教育機関に通う多子世帯の学生などの授業料を無償とすることを踏まえて、まず私立高校の授業料については、年収910万円未満世帯の多子世帯に加えて、子育てと生計の維持を1人で担っておられる、生活面や経済面で様々な困難を抱えるひとり親世帯を対象に、入学料は県立高校の負担相当額まで軽減、授業料は実質無償化を図っています。

さらなる世帯の拡充ということですが、私学への経費の補助はこれで2年連続ということになります。そこはまず御理解をいただきたいと思います。

さらなる世帯への拡充にということですが、より冒頭の理念、自由に進学先を選択できるような環境ということに向けて検討を進め続けてまいりたいと思います。

おっしゃるように、国の責任において必要な措置が講じられることが望ましいと考えております。他県の例も言われました。地方で、富山県などで教育を受けた人材が都会へ出て活躍し、豊かな税収がある東京都、全国知事会でも、テーマによっては46道府県対東京都という構図がよくあるんですが、そんな東京都、あるいは特定の歳入のある県、これは文脈で読み取っていただきたいと思いますが、そういったところのみが高い教育や子育てサービスを享受するということは、やはり決して公平とは言えません。また、地方創生あるいは東京一極集中是正の観点からも望ましくないと考えます。繰り返しますが、国の責任において必要な措置が講じられるべきと考え

ています。

おっしゃるように、県議会の皆さんと共に、ぜひ国に対して就学資金支援金制度の拡充を強く要望していきたいと考えております。

尾山委員 ありがとうございました。

続きまして、公私間比率の見直しについてお尋ねいたします。

富山県では、県立高校、私立高校への入学生徒数を公私連絡協議会で公私間比率を決めることにより割当てをしています。

この公私間比率は全国47都道府県で独自に決められており、公私間比率の定めがない県は19県、策定ありが18県、目安ありが10県となり、我が県は策定ありの18県に入っています。策定と目安の違いは、その比率を厳密に定め遵守するか、あくまで比率を目安として運用するかにあります。富山県はその比率を70.8対22.6と厳密に決め、その比率を遵守するという取決めになっています。そして、それが県立高校の1次募集後の定員割れによる2次募集につながる根拠ともなっています。果たして2次募集を行うことが本当に子供たちの進学のための重要な選択肢を担保することにつながっているのでしょうか。

令和6年度より私学の学費助成が拡充されますが、その恩恵を受けられない世帯が多く残る中で、家庭における経済的な問題、いわゆる大人の事情で本人の意思とは別の選択を余儀なくされることがあってはならないと思います。

本人の人生はその選択に責任があるということで、その原則に沿って、本人の選択によって進路を自己決定できる仕組み、これを子供たちの未来のためにつくらなければなりません。

高校再編の議論においては、県立高校の特色化が求められる中で、

折しも南砺平高校が令和7年度より全国の生徒に向けて門戸を開こうと準備を進めておられます。大変すばらしい取組であると思っております。今後、独自の強みを持つことが求められる県立高校が、地元私立との戦いに勝ち残れる強さ、特色を持たなければなりません。ましてや、県を越えた戦に勝つには真剣に足腰を鍛えなければなりません。

そのために、公私問わず、特色ある選ばれた高校となるように、県内において互いに切磋琢磨できる環境づくりが必要だと考えます。県立高校の2次募集を取りやめ、生徒本人の意思決定を支援するためにも、また公私間において健全な切磋琢磨ができる環境を整えるためにも、公私間比率の撤廃もしくは策定を目安に変えて、弾力的な制度運営を図れるように、現行制度の変更に取り組む必要があると考えますが、これはまず最初に南里経営管理部長にお尋ねをいたします。

南里経営管理部長 県立高校と私立高校の入学定員割合を定める公私比率については、県立及び私立の関係者で構成されます公立高等学校連絡会議において、中学校卒業者の学習機会を確保すること、また各学校が生徒の収容に係る将来計画を策定することを目的として、中学校卒業者の進路などの実態を踏まえて、公私の合意に基づき比率を設定してきました。

現在の公私比率は、令和7年度までの入学定員について合意されたものであり、新年度には令和8年度以降の公私比率について協議を進めることとしております。

今年度の連絡会議では、私学の関係者から、これまでの考え方を維持することは難しい、新しい考え方が必要とか、私学経営の安定

化を図ることができるのであれば公私比率はなくてもよいなどの意見が出されております。

今後も中学校卒業予定者の減少が見込まれる中、公私比率については、これまでの考え方をそのまま維持することに限界が来ており、何らかの新しい考え方が必要ではないかと考えております。引き続き公私立高等学校連絡会議の場において、公私双方の協調の下、協議を進めてまいります。

尾山委員 ありがとうございます。

同じ質問を荻布教育長にお尋ねいたします。

荻布教育長 公私比率については、公私の実態に基づいて公私間で合意し設定をしてきており、県教育委員会では公私比率を尊重し、これまで県立高校の募集定員を設定してきております。

また、県内の県立及び私立の全日制高校に入学を希望する全ての生徒に就学の機会を保障することが重要であり、そのための定員設定をすることは適切なことだと考えております。

また、第2次選抜についてですが、経済的、地理的、いろいろな理由などによって県立高校を志願する生徒に高校教育の機会の提供をすること、公私比率の範囲内の募集であること、また、第2次選抜では毎年相当数の志願があり、これを行わず募集枠が残った状態にしておくことについては、県立高校への入学を希望する中学生や保護者から十分な理解が得られないのではないかとといったことなどが考えられ、今後とも実施することが必要ではないかと考えているところであります。

なお、公私比率については、経営管理部長からも御答弁申し上げたように、公私連絡会議において意見交換がされているところであ

ります。

今後も中学校卒業予定者数の減少が見込まれる中、これまでの公私比率の考え方を維持することに限界が来ており、何らかの新しい考え方は必要ではないかと教育委員会としても考えているところがあります。

公私で協調しまして、第2次選抜のことも含めて、様々な観点から引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

尾山委員 ありがとうございます。

それぞれのお立場で、それぞれに見える景色があるんだと思うんですよ。またいろんな御意見もあるんだと思うんですが、やはり主役は子供なんです。子供の未来のために何がいいか、ここにしっかりと腰を下ろしていただいてぜひお取り組みいただきたい、そのように心からお願いをしまして、次の質問に入らせていただきます。

3つ目ではありますが、私学公費補助の増額についてお尋ねをいたします。

富山県下の私立高校を大井委員と共に回らせていただき、現下の課題について意見交換をさせていただいてまいりました。私も委員も富山第一高校の卒業ということがあって、2人でタッグを組んで県下の私立を回らせていただきました。

まず驚いたのは、校舎の老朽化。これは非常に激しく、もうぼろぼろの校舎で我が国の将来を担う子供たちが学んでいるというのが実態です。耐震基準を本当に十分に満たしているのか不安になるほどの校舎のたたずまいが多く散見されました。

また、近年の物価高で、学校経営が大変厳しいという意見を多く聞かせていただいてまいりました。そのような中、一方で県立高校

においては校舎の長寿命化が進められています。国家の将来を担う子供たちに公私の別があろうはずもなく、全ての子供たちが公平な教育環境において安心して学ぶことができる体制を整える責任が政治と行政にあると考えます。

そこで、時流に即した、私立高校が抱える様々な課題、これに能動的に耳を傾けていただき、その解決を図ることが求められると思いますが、南里経営管理部長の所見をお尋ねいたします。

南里経営管理部長 県内の私立高校は、建学の精神の下、国際交流、スポーツ、中高一貫教育などの特色ある教育を実践され、県立高校と共に本県の高校教育を支える重要な役割を担っていただいております。

そのため、資格、技能の取得、習得など教育カリキュラムの充実、国内外で優秀な成績が期待できる部活動の強化、情報通信技術活用支援員やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置など、特色ある取組や経常的な経費にも助成してきておりまして、令和5年度生徒1人当たりの経常費助成の補助額は、全国的にも高い水準の支援を行っている状況でございます。

また、施設設備については、国の予算を活用して校内LAN整備や空調設備工事、耐震補強工事等の整備を進めております。県では随時、私学団体関係者や各学校と意見交換してきておりますが、今年度はその中でも原油価格等の高騰の状況を踏まえて、初めて私立高校の光熱費、燃料費について県単独で支援を行ったところです。

生徒数の減少、進路選択の多様化が進む状況も踏まえまして、私立高校がさらに特色のある教育を展開できるように、私学経営の課題についても、丁寧にお伺いしながら私学振興に取り組んでまいり

ます。

尾山委員 ありがとうございます。

隙間風が入ってくるんですよ、隙間風が。そして、建て替えになると半分以上が国の補助、恐らく半分以上が実費になるんですが、そうなるとうやほりきついと、なかなか大変だという実態を耳にしました。ぜひその辺を小まめに聞き取りいただいて、何とか子供たちが安全・安心して学べる建屋を御提供いただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、県立高校の再編は、私立高校を要素として含まなければ、子供たちの未来のために最善の策というのは考えていけないんだと思います。ぜひ、木を見て森を見ずの議論にならないように、しっかり県立、私立共に、まないたの上に乗っけて議論を進めていただきたいと思います。

それでは続きまして、中学校の教科書選定について入らせていただきます。

また教科書かと皆さん思われるかもしれませんが、私は別に教科書が特別好きなわけでもありません。学問が好きなわけでもないんですが、これはやらなければならないという思いの下、今回も取り上げさせていただきます。

今から、富山県下の中学校で使われている帝国書院、使われていない育鵬社の教科書の中から、公民で3点、歴史で1点、同じテーマで取上げさせていただきます。目的が同じテーマでも、取り上げる論調によって、受け手側の印象にいかにか大きな差が出るか、皆様に認識していただくためです。この2つの教科書はともに文科省の検定を通過しているものなので、中身の記述は事実ではありますが、

その論調によって受ける印象と培われる認識が全く変わってまいります。

事実とは物事の一面を捉えた価値観であり、真実とはその事実を多面的に組み合わせ、あらゆる角度から俯瞰的にその本質を捉えた価値観です。今後ますます多様性が進む国際社会において子供たちが力強く生きていくためには、多くの情報の中から真実を見抜く力が必要となります。その力は一面的な事実だけを見ることでは育まれません。可能な限り多面的な事実に触れ、何が真実なのか、自らの物差しによって判断し選択する経験を繰り返すことによって育まれます。大人の価値観でフィルターをかけた一面的な事実だけを子供たちに伝えてはいけないのです。選択するのは子供自身であるべきです。そのような視点に基づき、委員長、よろしいですか、少し揭示をしたいと思います。

永森委員長 どうぞ。

尾山委員 まず、象徴天皇制というところのくだりから少し論じさせてください。

これ、皆さんのお手元にあるのは、現在使われている帝国書院というところの教科書のくだりであります。どのように書いてあるかという、ちょっと読ませていただきます。

「日本国憲法の制定により、日本国の主権者は国民になりました。それでは、それまで主権者だった天皇の地位はどうなったのでしょうか。憲法1条は、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と定めます。これは、象徴という特別な役割を天皇が果たすことを宣言する規定というよりも、主権が国民に移った結果、天皇は象徴の地位を持つだけになったことを宣言する規定です」。「大日

本帝国憲法の下で、天皇の名を使い一部の軍人・警察や政治家が権力を濫用したことを踏まえ、日本国憲法は、国会に責任を負う内閣を通じて、天皇の国事行為を国民全体でコントロールすることになっています」とあります。

1枚めくってください。育鵬社の教科書について論じます。

「皇室は、日本の成り立ちや、その後の歴史に深く関わってきました。とくに天皇は、国の繁栄や国民の幸福を祈る民族の祭り主として、古くから国民の敬愛を集めてきました。また、その精神的・宗教的な権威によって自らは権力をふるわないものの、そのときどきに権力をにぎる幕府などに権限をあたえる立場にありました。例えば幕府の将軍も征夷大將軍として、天皇から任命される形をとることで正当な権力となりました」。「日本の歴史には、天皇を精神的な支柱として国民が一致団結して、国家的な危機を乗り越えた時期が何度もありました。明治維新や、第二次世界大戦で焦土と化した状態からの復興は、その代表例です」。「天皇は、憲法に定められたこれらの国事行為以外にも、外国への親善訪問や外国からの賓客との会見、国内各地、福祉施設などの視察、国民体育大会や全国植樹祭への臨席などの公的行為と、国家と国民統合の象徴にふさわしい数多くの職務にたずさわっています」とあります。

1枚おめくりください。平和主義と憲法、自衛隊についてお示しをしたいと思います。

最初は帝国書院の教科書の中身です。

「日本が武力攻撃を受けた場合に自衛のために武力を行使するのは、例外的に許される」と書いてあります。そして、隣のページには「自衛隊の設置が9条に適合しないという見解もあります」とし

て違憲だというふうに書いてあります。

その下が、「第二次世界大戦後、日本は、他の国を武力で侵略することはなく、武力攻撃を受けることもありませんでした。将来に向かって、憲法9条をどのように位置づけ、平和のためにどのような努力をすべきかは、国民全体で考え続けるべき課題です」と、憲法9条が日本の安全を守っているというふうなくだりであります。

1枚めくってください。

育鵬社ですが、「主権国家には国際法上、自衛権があるとされ、世界各国は相応の防衛力をもっています。日本政府も、日本国憲法前文に「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と記した国際政治の理想と、現実の国際政治とが異なっていることから、防衛態勢の整備や強化など、現実な対応をしてきました」と書いてあります。「自衛隊は日本の防衛には不可欠であり」というくだりがあります。

1枚めくってください。

「戦後の日本の平和は、自衛隊の存在とともにアメリカ軍の抑止力に負うところも大きいといえます」と書いてあります。その右のほうには、北朝鮮の状況、それからここしばらくの中国の覇権をもって力による現状変更を促すというような動きが書いてあります。

1枚おめくりください。

3つ目ではありますが、国民の基本的な人権の尊重という考え方にある国民の権利と義務について少し述べさせていただきます。

最初、帝国書院であります。この右側の基本的人権の構成というところを御覧ください。個人の尊重の上に平等権、様々な権利が載っているというわけです。これが42ページからスタートい

たしまして、1枚おめくりいただくと54ページ、ずっと権利の話が続く中で、最後に国民の義務が巻末に載っているという形であります。

「憲法は、自由を手厚く保護する一方、国民に果たしてもらふ必要のある義務を三つ定めています」。これが現在の帝国書院です。

1枚めくってください。育鵬社の教科書であります。

先ほどのこの図、権利の図の横に国民の義務というのが並列で書かれております。そしてこの右下には、「これらはいずれも社会生活を成り立たせ、国を維持・発展させていくために欠かせない重要な義務となっています」と書いてあります。「憲法の理念に沿って国民生活を営むためには、この三つの義務に加え、すべての国民が憲法を尊重し、等しく憲法に保障された権利と自由を享受できるように心がけなければなりません。」と書いてあります。義務と権利が同列のものだということだと思えます。

1枚めくってください。

今度は、歴史の教科書の巻末になります。北方領土のことについて書いてあります。「日ソ中立条約を破って北方領土4島にも侵攻していたソ連は、サンフランシスコ平和条約に署名しませんでした。」というのが書いてあります。

1枚めくってください。

育鵬社の教科書、北方領土の欄には、北方領土は「一度も外国の領土になったことないわが国固有の領土です」。下には「北方領土の不法占拠」とはっきり書かれています。

私、2月3日に令和6年「北方領土の日」記念大会というのに参加をしてまいりました。県下の中学生の「私たちと北方領土」とい

う作文コンクールの表彰式が行われておりました。富山県知事賞をはじめ、特別賞が6名、入選が14名表彰され、県知事賞、以下3名の作文が朗読されました。どの作品も大変すばらしいものでありましたが、その中において、3人共通の大変印象に残っているフレーズが、「不法占拠されている」という言葉がはっきり入っているということであります。そして何よりも感じたのが、富山県知事賞を取った子の作文のくだりに、若い世代が自発的に知り、現実から目を背けない活動が必要だと、こんなものが盛り込まれておりました。大変力強いフレーズであります。

北方領土も竹島も我が国固有の領土であり、不法占拠されているという事実から、真実から大人が目を背けずに子供たちに伝えていく、そんな責任があると感じました。

皆さん、今るる教科書を御覧いただきましたが、いかがだったでしょうか。それぞれの価値観に基づき、いろんな思いが皆さんの胸にあったと存じ上げております。

天皇象徴性を明治憲法の天皇大権濫用のくだりから否定的に捉えるのも事実。また一方で、過去からの歴史の中で、日本国民の精神的支柱であり、現在は象徴にふさわしい活動をしておられるという肯定的な捉え方も事実であります。日本の平和を憲法9条が守っているのも事実。他方、自衛隊と日米安保のアメリカの軍事的なプレゼンスが守っている、それも事実であります。

教科書の採択、この権限は一義的には市町村の教育委員会にありますが、県の教育委員会は、市町村の教科用図書採択に関する事務について適切な指導、助言または援助を行わなければならない、そのときには、県に設置された教科用図書選定審議会の意見を聞かなければ

ればならないとされています。

令和6年度は、4年に一度の中学校における教科用図書選定の採択年度に当たります。教育長には、ぜひ子供たちの輝かしい未来のために、生きる力を育むために、どのような教材を使うことが適切なのか、その審議会においてしっかりと御議論いただく、そんな場を設けていただきますようお願いしまして、御所見を伺います。

荻布教育長 子供たちが多様化が進む国際社会においてたくましく生きていくためには、情報を主体的に捉え、何が大切かを判断し活用していく力の育成が必要であります。そのためには、内容が正しく充実しており、児童生徒の学ぶ意欲を高め理解を深めることに資する、そういった教科書の採択が重要であります。

教科書は学習指導要領に準拠しているかという観点ですとか、児童生徒が学習内容を理解する上で支障を生じないように、教材の客観性、公平性、中立性が確保されているかという観点から、特定の事柄を特別に強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりしていないことや、授業時数に照らして内容が適切に配分されているかといったことを基準として検定をされており、公立小中学校においては、その採択の権限は市町村教育委員会が有しているところです。そして、法に基づき、県教育委員会は市町村教育委員会が行う採択に対して適切な指導、助言、援助を行わなければならないとされております。

そのため、対象となる全ての教科書について、「学習指導要領に示す内容の取扱い」、そして「使用上の便宜」、「構成・排列・分量」、「印刷・造本」、「創意工夫」といった観点において調査、研究を行い、各教科書の内容の特徴を公平な視点からまとめた選定資料を作

りまして、市町村教育委員会に提供をしております。

そして、この選定資料の作成に当たっては、教科用図書選定審議会の意見を聞いているところであります。市町村教育委員会採択地区においては、この選定資料を参考にしつつ、独自にまた選定委員会を設けて調査研究を行い、教科書を採択しているところであります。

県教育委員会としては、市町村教育委員会が児童生徒や地域の実態を踏まえて、最も適した教科書の採択が行えるように、今後とも適切に指導、助言、援助を行ってまいります。

尾山委員 ありがとうございます。9月のときの質問より一步踏み込んでお答えいただいたと認識をしております。

子供たちの物事に対する認識、その基礎をつくるのは極めて責任の重い役目、それは果たすのが教科書であります。全ての教科書と言いません。理数系や英語などの絶対的な答えが一つの学問ではなく、歴史や公民などの教科書によって、子供たちの白地で柔らかい頭や心に育まれる認識が大きく違う。そんな学問、それを負う教科書の選定のプロセスには、より慎重にかつ大胆に大人が関わる責任があると思います。

もし、そのエネルギーがないとしたら、日本の社会、教育界にはもう子供たちを健全に育てる底力が残っていないと感じられるかもしれません。ぜひしっかりとお取り組みいただけますように心からお願ひ申し上げます。

さて、最後になります。

有事における指揮命令系統化についてお尋ねをいたします。

能登半島地震が発災し、被災現場は混乱を極めました。経験した

ことのない規模の地震に対して一時的に命の危機を感じ、平常心を失い、適切な行動が何かすら分からなくなる方も多かったのだと思います。私は家族の安否を確認した後、地元避難所の設営のお手伝いに関わらせていただきました。種部先生も御一緒いただきました。

その際に感じたのは、指揮命令系統の大切さであります。ひとときには300人ほどの方々が避難しておられた避難所において、正確な情報がない中、様々な判断を速やかに下し実行しなければなりません。

幸い、我が校区は平素から自治振興会長を筆頭に、非常に密な人間関係を築いておりますので、有事の際も、自治振興会長のリーダーシップの下、大きなトラブルもなく避難所運営を行うことができました。

そのような中で、1つ気になることがありました。18時頃に市の職員の方が、市の災害本部に水や非常食、毛布などの物資の要請をしてくださいました。結果、物資が避難所に届いたのは23時を少し回った頃であります。そのときには、300人余りいた避難者の方は30人ほどになっていました。

私の住んでいる校区は町なかであり、市役所まで車で10分ほどの距離なので、物資を直接車で取りに行きますよという旨を市の職員の方から本部に伝えていただいたのですが、返事はノーでありました。必要な物資が必要な人に必要なタイミングで届かない、このミスマッチはなぜ起こるのか。これは市の職員の方の責任ではありません。

実際、市の職員の方は、御自分の御家族のケアを後回しにされながらも、本当によく頑張っておられました。現場が一番適切な判断、

それが有事の際の指揮命令系統に出てくるのだと思います。これは指揮命令系統の問題なのだと私は理解をいたしました。現場の適切な判断ができる、そんなものが大事です。それが人の命に関わることなら、なおさらのことです。

有事の際には、現場に決定権を委譲して判断を委ねる。特に今回のような人命のかかった災害が発災した場合に、生存の確率が比較的高いとされる72時間以内は、現場で人道的見地に立ち、自己決定した行動の行政的な責任は本人には帰さないと、そのような有事の指揮命令系統の構築が必要だと考えますが、武隈危機管理局長に御所見をお尋ねします。

永森委員長 武隈危機管理局長、間もなく持ち時間がなくなるので、簡潔にお願いいたします。

武隈危機管理局長 県の地域防災計画では、地震が発生した場合に迅速な指揮命令体制を確立することとしております。こうした指揮命令系統の確立によりまして、本部から現場へとマニュアル等に沿って迅速に指示や指令が発令され、適時適切に組織的な対応が可能になるものと考えております。

その一方で、今回の震災では、これまで経験したことない大規模な災害でありまして、対応した職員にとっても前例のない対応であったことから、様々な問題が起こったものと考えております。

県としては、来年度、今回の災害対応を検証する中で、本部、現場などでどのようなことが起こったか、様々な場面でどういう状況であったかなどについて実態把握に努めるとともに、有事の際、対応としてどうすべきであったか、また実情に即して臨機応変に対応できなかったかなどにつきまして、指揮命令系統の問題も含め、市

町村と共に協議してまいりたいと考えております。

尾山委員 ありがとうございました。

永森委員長 尾山委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

午後の会議は1時に開会いたします。

午後0時02分休憩